

ARDF 審判員講習会

講習会番号 競技審講第***号

(〇〇支部/〇〇クラブ) 開催



201*年 *月**日(日)

〇〇県〇〇市「〇〇市中央公民館」

■■■ ARDF 審判員講習会 資料 ■■■

第1章 ARDF 競技の概要

第2章 大会開催の準備

- (1)開催の届出
- (2)大会の案内
- (3)機材の準備
- (4)競技地域の準備

第3章 大会の運営

- (1)直前の準備
- (2)当日の準備
- (3)受付・開会式
- (4)スタートについて
- (5)ゴールについて
- (6)結果発表

第4章 審判員について

■■■ 参考資料(JARL Web より) ■■■

ARDF 競技の実施方法(2014.04.01 版)

ARDF 競技大会実施規程(2011.11.01 版)

ARDF 競技の審判員に関する規約(2011.11.01 版)

ARDF 審判員資格者証交付申請書

ARDF 審判員資格者証更新申請書

ARDF 審判員資格者証訂正(再交付)申請書

■■■ 参考資料 その2 ■■■

B 級審判員資格者証の交付手続きについて

B 級審判員資格者証の交付申請書の記載例

各資料の pdf データ はWeb上でダウンロードすることができます

[http:// *****.jp/*****/](http://*****.jp/*****/)

JARL ARDF競技 審判講習会

開始までしばらくお待ち下さい

第1章 ARDF競技の概要



「ARDF」とは？

- A mateur アマチュア無線の
- R adio 電波を使い
- D irection それを探索して
- F inding 見つける

具体的には・・・

アマチュア無線を使った
オリエンテーリングのような競技

- 約4～5km 四方のフィールドに設置された、5カ所のポイント(TX)から電波が発信されている
- 競技者は、持参した「専用受信機」と配付された「競技用地図」を使って、そのTXを探索していく

基本的なルール

- 設置されているTXは5個(TX1～TX5)
- 各1分ずつ順番に電波が発信されている
- ゴールエリアには「ビーコン」が設置されていて、そこからTXとは別の周波数で電波が連続発信されている
(それをたどっていけば、ゴールできる)
- 競技制限時間は100分～140分
(一般的には120分が多い)

競技部門 (3.5MHzと144MHz)

- 3.5MHz帯部門(波長80mの電波)
- 144MHz帯部門(波長2mの電波)



競技クラス(性別・年齢別)

- 性別・年齢別にクラス分けされている
女性:W12~W60クラス
男性:M12~M70クラス
- 各クラス毎に、探査するTXが指定されている
- 性別・年齢による体力的ハンデはなく、若年層からシルバー層まで、生涯スポーツとして取り組める

競技の進め方

- 競技者のスタートグループ(1組に数名の選手)を設定し、それぞれ5分毎にスタートさせる
- 各TXの探査順番は決められていない
- 競技者のゴール後、「探査TX数」と「競技所要時間」を集計して成績をだす

競技成績について

- 成績は以下の順で集計する
(1)TXの探査数の多い者
(2)競技所要時間の短い者
- 主な失格事項
(1)競技制限時間を超えた(時超)
(2)TX探査ゼロ(無探)
(3)競技者間での情報交換 等々

第2章 大会開催の準備

【1】開催の届出

大会の種類(JARL関係)

- 全日本大会
- 地方大会(地方本部主催)
- 支部大会(支部主催)
- 公認大会
- ※その他、高文連主催の高校大会や、各地域のクラブ主催の練習会などもある
- ※国際大会(世界大会, Region3大会)もある

大会開催の届出

- 所定の用紙により、所定の手続きによって開催を届出る(全日本大会を除く)
- 大会終了後は報告書を提出する
- JARLの大会であれば、大会に使用する機材(TX、SIシステム、ゼッケン等)を送料等の実費にて借りることができる
(メダル・表彰状は有料)

【2】大会の案内

大会開催の案内

- JARLニュースによる広報
 - HPを利用した広報
 - メーリングリストを利用した広報
 - 各地の大会会場での広報
- ※選手募集と同時に、審判等の募集をすることも多い

案内の主な内容

- 日時(受付時間)
- 場所(集合場所)
- 競技部門(3.5MHz帯・144MHz帯)
- 競技クラス
- 申込み方法・参加費
- 競技の実施方法(ローカルルール等)

競技クラス(性別・年齢別)

女性(W)	男性(M)	年 齢 等
W12	M12	大会開催日現在 小学生である者
W15	M15	" 中学生である者
W19	M19	大会開催年の12月31日現在 20歳未満
W21	M21	制限なし
W35		大会開催年の12月31日現在 35歳以上
	M40	大会開催年の12月31日現在 40歳以上
W50	M50	大会開催年の12月31日現在 50歳以上
W60	M60	大会開催年の12月31日現在 60歳以上
	M70	大会開催年の12月31日現在 70歳以上

※ 支部競技大会・公認大会の場合は、クラスの細分化や統合が可能

クラス別の探査するTX(女性)

クラス	探査するTX数
W12	4個(TX2を除く) または 5個
W15	W12クラスと同じ
W19	W12クラスと同じ
W21	4個(TX4を除く) または 5個
W35	4個(TX1を除く) または 5個
W50	3個 または 4個
W60	3個 または 4個

※ 4個または5個(3個または4個)は、競技ごとに審判長が指定する
 ※ W50・60の探査するTXは、競技ごとに審判長が指定する

クラス別の探査するTX (男性)

クラス	探査する TX数
M12	4個 (TX3 を除く) または 5個
M15	M12クラスと同じ
M19	M12クラスと同じ
M21	5個
M40	4個 (TX5 を除く) または 5個
M50	4個 (TX2 を除く) または 5個
M60	3個 または 4個
M70	3個 または 4個

※ 4個または5個 (3個または4個) は、競技ごとに審判長が指定する
 ※ M60・70の探査するTXは、競技ごとに審判長が指定する

【3】機材の準備

- ・ 送信装置 (TX)
- ・ フラッグ・パンチ台
- ・ 大会基準時計
- ・ 探査証明器具

TXの電波形式等

	3.5MHz帯	144MHz帯
電波形式	A1A	A2A
空中線電力	3~5W	0.25~1.5W
アンテナ(無指向性)	垂直偏波	水平偏波
その他		地上2~3mに設置が望ましい

※ スタート位置において、すべてのTX・ビーコンの電波が受信できること
 (標準的な受信機にて)

TXの識別符号(モールス符号)

TX	モールス符号	
TX1	MOE	--- ---- .
TX2	MOI	--- ---- ..
TX3	MOS	--- ---- ...
TX4	MOH	--- ----
TX5	MO5	--- ----
ビーコン	MO	--- ----

フラッグとパンチ台

- フラッグは30cm×30cmの三角柱状で、白赤(オレンジ)のもの、TX番号を表示する
- パンチ台は、探査証明器具用



探査証明器具(SIシステム)

- 近年はICチップによる「SIシステム」を使用する人が多い



SIカードを指に取り付け、設置されたステーションに差し込むことで、時間データ等を記録する

【4】競技地域の準備

- ・ 競技地域の決定
- ・ TXの設置場所
- ・ 競技用地図の作製

競技地域の決定

- 森林地域が望ましい
- 危険な場所、住民に迷惑のかかる場所、通常の探査に支障のある場所は避ける
(立入禁止の指定をする等)

概ね 4～5km四方のエリアが必要となる
なぜならば・・・

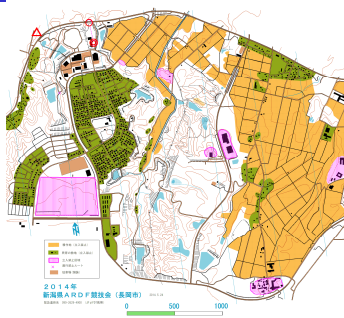
TXの設置場所

- スタートから 750m以内にTXは設置しない
- 各TX間は、400m以上離して設置する
- ビーコンも、上記のTXと同様の場所に設置することが望ましい
- 「スタート～全てのTX～ゴール」を結んだ直線距離は「5～10km」とする(地図上)
- スタート・全てのTX・ゴールの高低差は200m以内とする

競技用の地図作製

- 1:25000 以上の縮尺
(1:10000 ～ 1:15000が望ましい)
- 耐水性が望ましい
- 以下のものが明示されている
 - ・スタート(△)・ビーコン(○)・ゴール(◎)
 - ・ゴール走行コース(---)
 - ・磁北 ・縮尺(スケール) ・他(給水等)

競技用地図の例



- △:スタート
- :ビーコン
- ◎:ゴール
- :ゴール
走行コース

当然ながら、TXは
記載されていない

第3章 大会の運営

【1】直前の準備

- ・ スタートリストの作成
- ・ 配付物の準備
- ・ 機材の準備

スタートリストの作成

- スタートグループの人数・人選・スタート順は審判長が決める
- スタートグループの編成は、各クラス1名が望ましい

競技者への配付物の準備

- 探査証明器具
(SIカード・パンチカード等)
- ゼッケン
(上半身前後、明瞭に読み取れるように)
- その他大会で必要なもの
(例)プログラム、昼食券 等
- 競技用地図

機材準備①:TX・アンテナ

- TXの動作チェック
- 電池の確認
- ケーブル類の準備
- 防水道具(ビニール袋等)
- 予備機の準備 等

機材準備②:大会基準時計

- 競技の進行・集計の基準となる時計
- 選手に掲示する
開会式までは 受付
開会式後は スタートライン
- トラブル等の対応には「電波時計」を使うのが便利(時刻合わせが不要)

機材準備③:SIシステム

- 使用データ(選手データ)の整理
- SIステーションの内部設定の確認

※特に「フィニッシュ」の内部時計の時刻セットは必須作業
(競技所要時間の集計に関係するので)

機材準備④:その他(主な例)

- その他使用機材
(机、ロープ、テープ、掲示物等)
- 賞品(表彰状、メダル等)
- 競技用飲料水
- 昼食
- 集計用パソコン・プリンタ など

【2】当日の準備

- ・ TXの設置
- ・ スタート・ゴールの設営
- ・ 競技者の受付・開会式

TXの設置方法

- 各TXには、4m以内に「フラッグ・パンチ台」を設置する
- フラッグにはTX番号を表示する
- TXの設置場所には、誰もいないようにする
(審判員等は隠れる)



スタートの設営

- 競技者呼び出し前の、スタート待機エリア
(受信機保管場所を含む)
- スタートライン前の3区画
 - ①競技者呼び出しエリア(15分前)
 - ②地図配付エリア(10分前)
 - ③スタートエリア(5分前)
- スタート走行コース

スタート待機エリア

- スタート呼び出し前(スタート15分前)の競技者が待機しているエリア
 - 競技者がスタート呼び出しまで、受信機を預ける「受信機保管場所」を設ける
 - スタートして、TXを探索している競技者が見えないことが望ましい
- ※状況によっては、雨対策やトイレ等も考える

スタート走行コースについて

- スタートラインから50~250mの走行コース
- テープ等で、競技者に明示する
- 走行コース出口(探索開始地点)は、スタート前の競技者に見えないようにすることが望ましい
- 参加人数が多い場合は、クラス別の複数の走行コースを設けることが望ましい
(ただしW12・15・19、M12・15・19は同じコースとする)

ゴールエリアの設営

- ビーコンの設置(TXと同様のフラッグも設置)
- ゴール走行コース
- ゴールライン
- ゴール後の競技者の動線

※特にゴール後の選手の動線は、疲れて思考力の低下した競技者でも混乱なく動けるような段取りを工夫する

ゴール走行コースについて

- 全長 250m以内の走行コース
- 入口幅は 10m以内で、ビーコンを設置する
- 最後の 20mはゴールラインに直角の直線
- 全区間をテープ等で、競技者に明示する

反対側より到達した競技者が、走行コースに入らずに入口に辿り着けるような設置と配慮が必要となる

【3】受付・開会式

- ・ 競技者の持参品
- ・ 受信機について
- ・ 競技者の受付

競技者の持参品

- (1) 受信機(ヘッドフォン含む)
- (2) コンパス(方位磁石)
- (3) 時計
- (4) 筆記用具
- (5) その他携帯禁止されていないもの
(例) 競技地図用の画板
GPSロガー(表示機能のないもの)

受信機の条件

- 受信機・アンテナの、方式・形式に制限なし
- 副次的に発する電波が、10m以上で他者に混信を与えないこと
- 事前に所定の保管場所に置いたもの
(受信機預かりがある場合)
- ワイヤレスヘッドフォンは、Bluetoothのみ可
(ペアリングできるものに限る、他の装置に混信を与えないもの)

競技者の受付

- 競技者の確認
- 競技者への必要物の配付
(探査証明器具,ゼッケン,その他)
- 競技情報の掲示
※競技情報の掲示は、本来スタート地域であるが、競技者へ周知するためには受付場所でも掲示することが望ましい

競技情報の掲示

- TX とビーコンの周波数
- 競技制限時間 (100~140分)
- クラス別の探査するTXとビーコンチェックの有無
- 競技用地図の凡例
- 各競技者のスタート時刻 (スタートリスト)
- フラッグ・パンチ台 の見本
- 救護場所
- 競技用公式時刻用の時計
- その他 審判長が必要と認める事項(ローカルルール等)

ビーコンチェックについて

※ SIシステムを使用する競技などで、「ビーコンチェック有り」と指定されている場合

- 必ずゴール走行コース入口に設置されたビーコンでも、探査証明のチェック(ビーコンチェック)を行わなければならない
- ビーコンチェックをしなかった場合は失格となる

開会式(審判長からの競技説明)

- ルールに明記されていることであっても、特に周知しておかなければならない事項は、あえて説明する
- ローカルルールについても、説明する

※開催地域の状況や、競技者の熟練度を考慮して、説明事項を整理しておく

【4】スタートについて

スタートの流れ

- ① スタート待機
- ② スタート15分前 呼び出し
- ③ スタート10分前 競技用地図の配付
- ④ スタート 5分前 スタートライン前待機
- ⑤ スタート！！
→ スタート走行コースを通過して行く

① スタートの待機

- スタート呼び出し(スタート15分前)まで、競技者は待機エリアで待機している
- 競技者は、スタート呼び出しまで、受信機を指示された「受信機保管場所」に預ける

待機中の競技者間の会話等はOK

受信機預かりについて

- 競技者は、スタート呼び出しまで受信機を指示された「受信機保管場所」に預ける(ヘッドフォンは除く)
 - 使用してよい受信機は預けたもののみ
- ※ 大会によっては受信機預かりを行わない場合もある
(その場合、受信機は自己管理する)

②スタート15分前:呼び出し

- 選手の呼び出し
- 預けていた受信機の受け取り
- SIシステム使用の場合は、通常ここでカードのクリア・チェックを行う



※受信機の注意(スタート前)

- スタート前に、ヘッドフォンのプラグを受信機に接続してはならない(耳への装着は可)
- スタート前に、受信機の電源を入れてはならない
- Bluetoothヘッドフォンを使用する場合は、スタート前に電源を入れてはならない

③スタート10分前:地図配付

- 競技用地図の配付



④スタート 5分前

- スタートラインに待機



⑤スタート

- スタート合図で、受信機のスイッチを入れてよい
 - スタート走行コースを通過してスタートする
 - 走行コース内で立ち止まってはならない
 - 走行コース内での探査行為は禁止
- ※ 走行コースの出口には「探査開始地点」の表示をしていることが多い

【5】ゴールについて

ゴールの流れ

- 選手は必ずゴール走行コース(一方通行)を
通ってゴールする

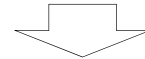


ゴール走行コースの注意

- ゴールビーコンと地図により、必ずゴール入口から入り、ゴール走行コースを
通ってゴールする(ゴールビーコンは、走行コース入口に設置されている)
- 「ビーコンチェック有り」の場合は、必ず
チェックを行う(未チェックは失格となる)
- ゴール走行コースの逆走は一方通行
である(逆走禁止)

ゴールでよくある例 その①

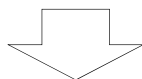
- 例えば、ゴール走行コースが藪などの脇に
あり、藪を抜けたところでゴール走行
コースの途中に入り込んでしまったら??



- 他の競技者の迷惑にならぬよう、すみやかに
ゴール走行コースから出て、あらため
て入口から入りなおす

ゴールでよくある例 その②

- 例えば、ゴール走行コース内で、ビーコン
チェックを忘れたことに気がついた??



- 他の競技者の迷惑にならぬよう、すみやかに
ゴール走行コースから出て、あらため
てビーコンチェックを行って入口から入り
なおす

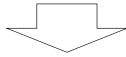
ゴールラインの注意

- SIシステムを使用している場合は「パンチ
ングフィニッシュ」(選手がゴールパンチをし
た時刻)にてゴールタイムを計測します
(ゴールラインの通過時刻ではない)

※ SIシステムに不慣れな競技者が参加し
ている場合は、よく周知しておく

ゴール後の注意

- 「競技者は、ゴール後は審判員の指示に従って行動する」



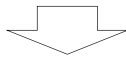
- 競技者が迷わずに行動できるような動線の設置や役員の配置が必要
- SIカードの回収、選手休息場所への誘導等

【6】結果発表

- ・ 審判会議
- ・ 仮発表(→異議申し立て)
- ・ 正式発表
- ・ 表彰式

審判会議

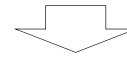
- 集計作業後、審判長を中心として審判会議を開催する
- 競技結果に関わる事項で何か検討するべきことがあれば、この会議で検討する



結果発表 (仮発表)

結果発表(仮発表)

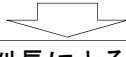
- 審判会議終了後、競技結果を発表する
- クラス毎の「順位」「氏名」「ゼッケン番号」「競技所要時間」「探査TX数」等を掲示する
- 失格については理由を付記する



異議申し立て 受付開始(審判長)

異議申し立て① (審判長へ)

- 競技結果の発表後の10分間、選手は結果に対して異議がある場合は文書により審判長に異議申し立てができる



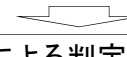
審判長による裁定



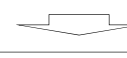
異議申し立て 受付開始(裁定長)

異議申し立て② (裁定長へ)

- 異議申し立てによる審判長の判定に対して、更に異議が有る場合、その5分以内に選手は裁定長に異議申し立てができる



裁定長による判定(最終判断)



競技結果の確定

表彰について(大会表彰)

- 競技者数が10名以下のクラス…3位まで
 - " 11～30名の " …4位まで
 - " 31名以上のクラス…6位まで
- ※全日本大会、地方大会の場合
※支部大会、公認大会の場合は適宜

失格事項(競技の実施方法より)

- 競技制限時間を超えたとき
- TXを全く探査できなかったとき
- 他の者から援助を受け、又は他の競技者に援助、妨害を行ったとき
- 自動車、自転車等の乗物を利用して探査したとき。ただし、あらかじめ審判長が認めたときはこの限りではない
- 他人の所有物及び財産に損失又は損害を与えたとき
- 電波の発射を行ったとき
- 競技者間で対話をしたとき
- 他の競技者に追従してTXを探査したとき
- 配付された競技用地図以外の地図を使用したとき
- 地図上に示されている立入り禁止地域に入ったとき
- 主催者が定めた競技実施方法に従って競技を行わなかったとき
- 探査証明器具を紛失したとき

ローカルルール について

- 開催地域の状況、役員数、大会経費などの様々な事情により、多くの大会ではローカルルールが設けられることが多い

(例)

「TXが、スタートから750m以内にあります」

「初心者が多いので、緊急事態対策のため、携帯電話等の所持を推奨します」

第4章

審判員について

ARDF審判員の資格の種類

	年齢	会員資格	業務
C級審判員	—	—	A級・B級審判員の監督の下で行う業務
B級審判員	18歳以上	—	審判員 審判長(※) 裁定長(※)
A級審判員	18歳以上	JARL会員	審判員 審判長 裁定長

(※)全日本大会を除く

審判資格の交付(C級審判員)

- A級審判員の行う「C級審判員養成教育」を受講した者(受講証明書を有する)
- 主に審判員担当業務に関する知識の要点についての講習で、随時実施できる

※主にジュニアが対象

審判資格の交付(B級審判員)

- 「ARDF審判講習会」を受講した者
(受講証明書を有する)

※主に ARDF初心者 や、あらたに大会運営に携わろうとする ARDFer が対象

審判資格の交付(A級審判員)

- B級審判員で、2回以上の審判員経験のある者
(審判員従事証を有する)

※主にベテラン ARDFer が対象

審判資格の更新

- 有効期限は、交付日から5年を経過した年度末(3/31)まで
- 所定の手続きによって更新を行う
- 審判として参加した大会の「従事証明書」を添付する
- A級審判員で、JARL会員でなくなった場合はB級審判員となる(更新日において)

審判員の人数

※ 例として次の人数が望ましいが、大会規模や状況によって、それ以下となる場合も多い(ただし、安全や迷惑行為の防止には、十分配慮すること)

- スタート地区 2名以上
- ゴール地区 3名以上
- TX設置場所 1カ所1名以上
- 競技地域 5名以上

審判員の心得 (重要!!)

- 大会の円満な運営を心がける
(1)事故・ケガの防止
(2)地域住民・他者への迷惑行為の防止
(3)公平で円滑な大会運営

審判員は
アマチュアコードにのっとり
紳士・淑女であること

特に必要な視点は！

- 競技者の「あら探し」ではない
- 「審判員だから違反者を見つけなければ」という意識は持たないこと

競技者も
アマチュアコードにのっとり
紳士・淑女である

(初心者ゆえのあやまちはよくあるが…)

違反行為を見つけたとき

- 緊急の場合を除き、競技中の一方的なジャッジはしない
(特にその場での失格の宣言)
- 競技終了後、事実を審判会議へ提出して検討する(最終判断は審判長)
- 必要に応じて、メモや本人への確認を行う
(故意によるものかなど)

各種資料(詳細)について

- JARLのHP(ARDF関係のページ)に以下の資料が掲載されています
http://www.jarl.org/Japanese/1_Tanoshimo/1-5_ardf/ardf.htm
- ARDF競技大会の実施規程
- ARDF競技の審判員に関する規約
- ARDF競技の実施方法 など
(※ 2016年1月25日現在)

どうもありがとうございました

これからも
ARDF競技への
ご協力をお願いします

(2016年1月25日版 資料)

ARDF 競技の実施方法

1 総則

1-1 目的

この実施方法は、ARDF 競技大会実施規程第 2 条の規定に基づき、連盟主催の地方及び全日本競技大会における ARDF 競技の実施方法を定めることを目的とする。なお、支部競技大会及び連盟の公認競技大会においては、この実施方法を準用するものとする。

1-2 競技部門

競技大会は、次の部門を設けるものとする。ただし、競技大会の開催日が 1 日の場合は、いずれかの 1 部門とすることができる。

(1) 3.5 MHz 帯部門

(2) 144 MHz 帯部門

1-3 競技クラス

各競技部門の競技クラスは、競技者（身体障害者の場合は、介護者を含む。以下同じ）の性別及び年齢により、次のクラスとする。

女性 (W)	男性 (M)	年齢
W12	M12	大会開催日を含む学校年度に小学生である者
W15	M15	大会開催日を含む学校年度に中学生である者
W19	M19	大会開催年の12月31日現在、20歳未満
W21	M21	制限なし
W35		大会開催年の12月31日現在、35歳以上
	M40	大会開催年の12月31日現在、40歳以上
W50	M50	大会開催年の12月31日現在、50歳以上
W60	M60	大会開催年の12月31日現在、60歳以上
	M70	大会開催年の12月31日現在、70歳以上

支部競技大会及び公認競技大会の場合は、必要に応じて上記クラスの細分化または統合することができる。

1-4 競技地域

競技地域は、森林地域であることが望ましい。なお、スタート、ゴール及び全ての TX の高低差は 200m を超えないこと。

また、次のような場所は避けなければならない。

(1) 競技者の身体に害を与えるような危険な場所

(2) 通常の方法で方向探査に支障のあるものがある場所

2 送信装置 (TX)

2-1 TX の設置場所

(1) 5 個の TX は、それぞれ 400m 以上の間隔をもって設置する。

スタートの地点に最も近い TX はスタート地点から 750m 以上のところに設置する。

2-4 (4) で定めるビーコンも第 6 番目の TX と考えて上記規定を適用すること

とが望ましい。

- (2) スタート地点から全てのTXを經由してゴール地点までの距離は、5～10kmとする。
- (3) (1)、(2)の距離は、3-3(2)に掲げる競技用地図上の直線距離とする。
- (4) TXのある場所には、誰もいないようにする。なお、審判員は、TXから十分離れた適当な場所に隠れていること。
- (5) 各TXから4m以内に、フラッグを設置する。その形状は、各面が30cm×30cmを標準とする正方形の三面柱状で、各面を対角線によって二分し、白とオレンジ(もしくは赤)に色分けする。3面のうち少なくとも2面は、上半分を白とする。フラッグには、探査証明用の記録器具を付ける。また、TXの番号を表示する。

2-2 TXの電波の周波数、電波の型式及び空中線電力

- (1) 電波の周波数は、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」(以下アマチュアバンド使用区別という)に従って審判長が指定する。
- (2) 電波の型式は、3.5MHz帯はA1A、144MHz帯はA2Aとする。
- (3) 空中線電力は、3.5MHz帯は3～5W、144MHz帯は0.25～1.5Wの範囲内とする。
- (4) TXの電波は、スタート位置において標準的な受信装置で受信できなければならない。

2-3 TXのアンテナの指向性及び設置方法

- (1) TXのアンテナの指向性は、水平面は無指向性であって、偏波面は、3.5MHz帯で垂直偏波、144MHz帯で水平偏波であること。
- (2) 144MHz帯のアンテナは、地上2～3mの位置に設置することが望ましい。

2-4 TXの識別符号、電波の発射順序等

- (1) TXの電波は、同一周波数とする。
- (2) TXのモールス符号による識別符号(1分間45～60字の速度)は、第1TXが「MOE」、第2TXが「MOI」、第3TXが「MOS」、第4TXが「MOH」及び第5TXが「MO5」とする。
- (3) TXの電波は、第1、第2、第3、第4及び第5TXの順序で繰り返して発射する。なお、各TXの送信時間は1分間とし、各TXの送信の切替時間の誤差は、5秒以内とする。
- (4) ゴール地区を明確にするため、ビーコン送信機(ビーコン)をゴール走行コースの入口に設置する。ビーコンの周波数は、TXとは異なった周波数とし、「アマチュアバンド使用区別」に従って審判長が指定する。ビーコンは、モールス符号による「MO」の連続送信(電波の型式、空中線電力及びアンテナの指向性と偏波面は、TXと同一とする)を行うものとする。
- (5) TX及びビーコンは、スタート地区において、全ての競技者の受信装置が保管されてから送信を開始する。TXは、競技者の最終グループの競技制限時間を越えた時点で送信を停止し、ビーコンは、全競技者がゴール地点に戻るまで送信する。

3 競技者の持参装置及び競技用配布物

3-1 競技者の持参装置

競技者は、次の物を持参する。

- (1) 受信装置（アンテナを含む）
- (2) コンパス（方位磁石）
- (3) 時計
- (4) 筆記用具

注）競技者は、地図または地図に準ずる情報の表示機能の無いGPS受信機を携帯することができる。ただし、それを競技中の探査や現在位置の特定等に使用してはならない。

3-2 受信装置の条件

- (1) 競技者の使用する受信機及びアンテナは、その方式及び型式に制限はない。ただし、受信機から副次的に発する電波は、受信機から10m離れた場所において、3.5MHz帯及び144MHz帯に混信を与えるものであってはならない。

複数の受信機等を使用する場合も同様であって、所定の保管場所に事前に置いた物のみ使用できる。

- (2) 競技者は、イヤホン（ヘッドホン）をスタート前に耳に装着しても良いが、その場合はスタートの合図があるまで受信機に接続してはならない。

注）ワイヤレス式イヤホンは、Bluetoothイヤホンに限り使用できるが、使用に当たっては次の事項を厳守すること。

- a. 自己使用の受信機とのペアリングのみであって、他の装置に混信を与えないもの。
- b. 装置の電源は、スタートの合図があるまで入れてはならない。
- c. ペアリングができないアナログ式等のものは使用してはならない。

3-3 配布物

競技者には、原則として次の物が配布される。

- (1) 探査証明器具（チェックカードまたはSIカード等のIC器具を含む）
TXを探査したときの探査証明を記録するもので耐水性を考慮したもの。
- (2) 競技用地図

2万5千分の1以上の縮尺の地図であって、スタート（△）、ビーコン（○）、ゴール走行コース（———）、ゴール（◎）、磁北、及び縮尺（またはスケール）並びに給水ポイントを設ける場合はその場所が明示されているもの。なお、使用する地図は出来る限り耐水性のあるものが望ましく、1万分の1～1万5千分の1の縮尺のオリエンテーリング用を使用することが最も望ましい。

- (3) ゼッケン

競技者の上半身の衣服の前後に付けて競技者を識別するもので、競技者は、明瞭に読み取れるように装着する。

4 スタート

4-1 競技情報の掲示

スタート地区では、次の情報を掲示する。

- (1) TX及びビーコンの周波数
- (2) 競技制限時間（競技地域の地形を考慮し、100～140分の範囲で審判長が決

める)

- (3) 競技クラスごとの探査するＴＸ
- (4) 競技用地図の地図記号の凡例
- (5) 各競技者のスタート時刻
- (6) フラッグ及び探査証明用の記録器具の見本
- (7) 救護場所
- (8) 競技に使用する公式時刻を表示する時計
- (9) その他審判長が特に必要と認める事項

4-2 受信装置の保管

スタート地区には、競技者の受信装置を保管する場所を設ける。

競技者は、審判員の指示に従い、探査に使用する全ての受信装置を指示された場所に置く。ただし、イヤホン（ヘッドホン）は除く。

4-3 競技者の待機場所

スタート地区には、競技者の受信装置を保管した後、スタート呼出しまでの間、競技者が待機する場所を設ける。

4-4 受信装置等の引き渡し

- (1) 競技者は、スタート15分前に呼出しを受けた後、各自の受信装置を取り、スタート地区の審判員が指示する場所で待機するが、スタートの合図があるまでは受信装置のスイッチを入れてはならない。また、探査と紛らわしい行為をしてはならない。
- (2) スタート10分前に係員の指示で、地図配布ラインへと進み競技用地図を受け取る。
- (3) スタート5分前に係員の合図で、スタートラインへと移動する。

4-5 スタート走行コース

- (1) スタートラインから競技地域まで50～250mの長さの走行コースを設け、全区間テープ等で走行コースを明示する。
- (2) 走行コースは、競技者の参加人数が多い場合、競技者を分散させるために競技クラス別に複数設けることが望ましい。ただし、M12（W12）、M15（W15）クラスはM19（W19）クラスと同じ走行コースとする。
- (3) 走行コースの出口は、スタートラインから見えないようにすることが望ましい。
- (4) 競技者は、スタートの合図後、受信装置のスイッチを入れることができ、走行コースを通りコースの出口からＴＸの探査を開始する。スタート走行コース内で正当な理由無く立ち止まってはならない。
- (5) 競技者は、スタート走行コース内では探査、または探査と紛らわしい行為をしてはならない。

4-6 スタートグループ及びスタート順

- (1) スタートグループの競技者の人選及び人数は、審判長が決める。
スタートグループの編成は、各クラス1人が望ましい。
- (2) スタートグループのスタート順は、審判長が決める。
- (3) スタートグループは、5分毎にスタートさせる。

5 TXの探査及びゴール

5-1 競技クラス別のTXの探査個数

各競技クラスの競技者は、次の個数のTXを探査する。

- (1) M21 5個
- (2) M12 第3TXを除く4個、または5個
- (3) M15 M12と同じ
- (4) M19 M12と同じ
- (5) M40 第5TXを除く4個、または5個
- (6) M50 第2TXを除く4個、または5個
- (7) M60 3個、または4個
- (8) M70 3個、または4個
- (9) W12 第2TXを除く4個、または5個
- (10) W15 W12と同じ
- (11) W19 W12と同じ
- (12) W21 第4TXを除く4個、または5個
- (13) W35 第1TXを除く4個、または5個
- (14) W50 3個、または4個
- (15) W60 3個、または4個

各TXを探査する順序は、順不同でよい。

4個または5個（3個または4個）のどちらを探査するかは、競技クラスごとに審判長が指定する。M60、M70、W50及びW60は、審判長が指定するTXを探査する。なお、競技クラスを細分化あるいは統合した場合には、審判長が当該クラスに適したTXを指定する。

5-2 探査証明

競技者は、TXを探査したときは、記録器具により自ら探査証明を記録する。チェックカードを用いる場合も同様に、所定の箇所に探査証明を記録する。

5-3 ビーコン電波

ゴール地区に向かう競技者は、競技用地図とビーコン電波を利用する。

ゴール入口に辿り着いた競技者がゴール走行コースを正しく通過したことを確認するため、ビーコンに各TXと同様の探査証明記録器具を設置して、競技者に自ら通過証明を記録させるようにすることができる。その場合は次の手順に従うものとする。

- (1) 記録器具設置位置には、各TXと同じフラッグを設置する。ただし、ビーコンを示す番号または記号の表示は省略できる。
- (2) 複数の記録器具が設置された場合は、指定が無い限り任意の一つで記録すればよい。
- (3) 通過証明の記録を行った競技者は、TXの探査を終え、速やかにゴールしなければならない。
- (4) 通過証明記録が無い場合は、ゴール走行コース入口不通過とみなし失格とする。
- (5) 競技者は、ゴール走行コースの途中で通過証明の記録を忘れたことに気づいた場合には、速やかにコース外に退去し、通過証明の記録後に改めてコース入口から入らなければならない。

5-4 ゴール走行コース

ゴール地区には、ゴール走行コースを設ける。

- (1) ゴール走行コースは、ビーコンに始まりゴールラインで終わる。競技者は、ゴール走行コースを通過してゴールラインへ向かう一方通行とする。
- (2) ゴール走行コースの長さは、250m以内、入口の幅は10m以内、最後の20mはゴールラインに対し直角の直線を標準とし、全区間テープ等で走行コースを明示する。
- (3) 競技者は、ゴール走行コース入口から進入しゴールラインへ向かう場合以外は、ゴール走行コースに立ち入ってはならない。
- (4) 競技者のゴールは、ゴールラインを横切ったときが到達時刻であるが、あらかじめ、競技者自らが、記録器具を使用して到達時刻を記録するよう定められた場合は、この記録された時刻が到達時刻である。
- (5) 競技者は、ゴールラインを越えたら、その後の行動は、審判員の指示に従う。

注) ゴール走行コース入口の向きは最も重要であるが、反対側より到達した競技者が、容易にコース入口に辿り着けるような配慮が必要である。

5-5 棄権

競技者は、途中で競技を棄権した場合、必ず最寄りの審判員にその旨を申し出て探査証明器具を手渡し、ゼッケンを速やかにはずす。その後の行動は、審判員の指示に従う。

6 審判員

6-1 審判員の配置場所及び人数

審判員の配置は、次の人数が望ましい。

- | | |
|------------|------------|
| (1) スタート地区 | 2人以上 |
| (2) ゴール地区 | 3人以上 |
| (3) TX設置場所 | 1箇所につき1人以上 |
| (4) 競技地域 | 5人以上 |

6-2 審判員の識別

審判員は、腕章又は記章等を付け、競技中、審判員であることが識別できるようにする。

7 表彰

7-1 競技順位の決定方法

- (1) 各競技クラスの競技者の順位は、TXの探査個数の多い者が上位となり、同数の場合は、競技所要時間の少ない者が上位となる。なお、指定されたTX以外のTXを探査しても探査個数には含まない。
- (2) 各競技者の競技成績を基にしたJARLの支部対抗及び地方本部対抗等の団体表彰を行うことができる。この場合の順位の決定方法については、あらかじめ発表する。

7-2 競技結果の発表

競技クラス毎に、順位にしたがい競技者の氏名、ゼッケン番号、競技所要時間及び探査したTXの個数を掲示して発表する。なお、失格した競技者については、失格の理由を付記する。

7-3 削除

7-4 表彰

表彰については、次のとおりとする。

(1) 全日本競技大会

- a. 大会表彰 外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手を除く参加者を対象とし、競技クラス毎に、参加者数を確定し、それぞれの参加者数に応じて競技成績の順位により次の順位までの者に賞状等を贈呈して表彰する。
- | | |
|-----------------------|----|
| ア. 競技参加者数が10人以下の場合 | 3位 |
| イ. 競技参加者数が11人から30人の場合 | 4位 |
| ウ. 競技参加者数が31人以上の場合 | 6位 |
- b. 特別賞 外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手の参加があった場合は、特別賞を設けて外国人選手を表彰することができる。

(2) 地方競技大会

- a. 大会表彰 競技クラス毎に、当該地方本部（二以上の地方本部区域を一の主催単位とする地方大会の場合は、その主催単位に含まれる地方本部区域毎）に住所を有する競技参加者を対象に、大会会長が7-4(1)に定める順位まで賞状等を贈呈して表彰する。
- b. 総合賞 大会表彰の他に、全ての競技参加者を対象に表彰することができる。

(3) 支部競技大会

適宜な方法によって表彰することができる。

7-5 異議の申し立て

- (1) 競技者は、競技の結果に対して異議がある場合、その結果の発表後10分以内に文書により審判長に申し立てることができる。
- (2) 競技者は、(1)の判定結果に不服があるときは、5分以内に文書により裁定長に再異議を申し立てることができるが、この申し立てが最終となる。

8 注意事項

- (1) 競技者は、フェアに行動し、いかなる場合も競技大会の主催者の指示に従わなければならない。
- (2) 競技者は、自己の安全について、自ら責任を持たなければならない。
- (3) 競技者は、自然を傷つけたり、また、耕作地や柵囲いの中に入ってはならない。
- (4) 競技者は、TXに触れてはならない。
- (5) ゴールした競技者は、再び競技地域に立ち入ったり、他の競技者を援助してはならない。

9 失格事項

競技者は、競技中、次のいずれかに該当したときは失格となる。

- (1) 競技制限時間を越えたとき。
- (2) TXを全く探査できなかったとき。

- (3) 他の者から援助を受け、又は他の競技者に援助、妨害を行ったとき。
- (4) 自動車、自転車等の乗物を利用して探査したとき。ただし、あらかじめ審判長が認めるときはこの限りでない。
- (5) 他人の所有物及び財産に損失又は損害を与えたとき。
- (6) 電波の発射を行ったとき。
- (7) 競技者間で対話をしたとき。
- (8) 他の競技者に追従してT Xを探査したとき。
- (9) 配布された競技用地図以外の地図を使用したとき。
- (10) 地図上に示されている立入り禁止地域に入ったとき。
- (11) 主催者が定めた競技実施方法に従って競技を行わなかったとき。
- (12) 探査証明器具を紛失したとき。

10 その他

10-1 この実施方法の改廃は、ARD F委員会の審議を経て連盟会長が行う。

附 則

この実施方法は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この改正実施方法は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年2月4日改正)

ARDF 競技大会実施規程

(目的)

第1条 この規程は、連盟が主催又は公認する ARDF 競技の実施に関し基本的な事項を定めることを目的とする。

(ARDF 競技の定義)

第2条 ARDF 競技とは、別に定める競技方法によって、競技地域の数箇所に設置された送信装置（以下「TX」という。）を、競技者が受信装置及び地図によって探索し、探索個数及び探索時間を競う競技をいう。

(ARDF 競技大会の種別等)

第3条 連盟が主催する ARDF 競技大会（以下「競技大会」という。）は、次のものとする。

(1) 「地方競技大会」は、一又は二以上の地方本部区域を一の主催単位とし、その区域内に住所を有する者が参加できる競技大会をいう。

(2) 「全日本競技大会」は、国内に住所を有する者が参加できる競技大会をいう。

2 前項の競技大会は、次により開催する。

(1) 全日本競技大会 年1回とする。

(2) 地方競技大会（一又は二以上の地方本部区域を一の主催単位とするもの。）

任意開催とする。

3 「支部競技大会」は、連盟支部が主催し、その支部区域内に住所を有する者が参加できる競技大会であって、第6条第2項に規定する条件に適合するものをいう。

4 「公認競技大会」は、団体又は個人が主催する競技大会であって、ARDF 委員会が第6条第2項に規定する条件に適合していると認めたものをいう。

5 地方競技大会は、第1項の規定によるほか、その他の者を参加させることができるが、成績の優秀な者からは除くものとする。

6 支部競技大会は、第3項の規定によるほか、その他の者を参加させることができる。

7 地方及び全日本競技大会は、第1項の規定によるほか、外国のアマチュア無線連盟等が派遣した外国人選手を参加させることができるが、成績の優秀な者からは除くものとする。

(地方競技大会の運営等)

第4条 地方競技大会は、一の地方本部長を大会会長とし、実行委員会を組織して行う。

2 地方競技大会を主催しようとする大会会長は、開催予定日から2箇月前までに別に定める様式の開催計画書を ARDF 委員会に提出する。

3 大会会長は、競技大会終了後速やかに別に定める様式の競技結果報告書を ARDF 委員会に提出する。

(支部競技大会の主催等)

第5条 支部競技大会を主催しようとする支部長は、あらかじめ別に定める様式の競技大会開催申出書により ARDF 委員会に届出るものとする。

2 前項の規定により、ARDF 委員会に届出た支部長は、その競技大会終了後速やかに別に定

める様式の競技結果報告書を ARDF 委員会に提出するものとする。

(公認競技大会の主催等)

第6条 公認競技大会を主催しようとする者は、開催予定日から2箇月前までに所定の様式の開催申出書1通を ARDF 委員会に提出するものとする。

2 前項の申出を受けた ARDF 委員会は、次の各号に適合していると認めるときは、その旨会長に報告するものとする。

- (1) 競技大会は、営利を目的としないものであること
- (2) 競技の実施方法は、ARDF 委員会が別に定める競技方法によるものであること
- (3) 競技場所は、所有者及び管理者からその使用の承諾を得られていること
- (4) 競技大会関係者は、全員傷害保険の被保険者になること

3 前項の報告を受けた会長は、申出者に対して公認証を交付する。

4 公認証を受けた者は、その競技大会終了後速やかに別に定める様式の競技大会結果報告書を ARDF 委員会に提出する。

(全日本競技大会の運営等)

第7条 全日本競技大会の運営は、開催地の地方本部長を長とする実行委員会が行う。

2 大会会長は、会長がこれにあたる。

(表彰)

第8条 地方及び全日本並びに支部競技大会の表彰は、別に定めるところにより行う。

(競技大会の運営経費等)

第9条 支部、地方及び全日本競技大会の運営経費は、原則として競技者の参加費(傷害保険の保険料の額を含む。以下同じ。)によって賄うものとする。なお、その競技大会の出納事務は、それぞれ該当する支部、地方本部及び事務局が行う。

(審判員等の従事証明)

第10条 競技大会の主催者は、競技大会の審判員、審判長及び裁定長並びに実行委員会委員長等から従事証明の申出があった場合は、別に定める様式の従事証明書を発行することができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

ARDF 競技の審判員に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、ARDF 競技大会実施規程第2条の規定に基づき ARDF 競技の審判員に関する事項を定めることを目的とする。

(審判員の資格の種別等)

第2条 審判員の資格の種別は、次のとおりとする。

(1) A級審判員

B級審判員資格者証を有する者であって、公認、支部、地方、全日本競技大会又は IARU の主催する競技大会において、審判員等（審判員、審判長、裁定長及び実行委員会委員をいう。以下同じ。）として2回以上従事した者

(2) B級審判員

第4条第4項に規定する ARDF 審判員講習会の履修証明書を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として ARDF 委員会が認めた者

(3) C級審判員

A級審判員資格者証を有する者が行うC級審判員養成教育を受講し、その受講証明書を有する者

2 前項の資格を有する者（以下「審判員資格者」という。）が競技大会（公認、支部、地方及び全日本競技大会をいう。以下同じ。）において、従事することができる審判に係る担当業務は、別表のとおりとする。

3 会長は、第1項に掲げる資格に該当する者からその資格者証を交付されたい旨申請があり、その申請者が、次の各号の条件を満たしていると認めるときは、該当する資格者証を交付する。

(1) A級又はB級審判員は、満18歳以上の者であること

(2) A級審判員の場合、資格者証の申請時に連盟の会員であること

4 資格者証の有効期間は、交付の日から5年を経過した年度末（3月31日）までとする。ただし、更新は妨げない。

5 A級審判員資格者は、資格者証の更新の際、連盟の会員名簿に記載されていないなければならない。記載されていない場合は、B級審判員に降級する。

6 削除

7 審判員資格者は、資格者証に記載した呼出符号又は氏名等の事項に変更を生じたとき並びに資格者証を汚し、破り又は失ったときは、資格者証の再交付を受けなければならない。

8 資格者証の更新をしようとする者は、別に定める様式の申請書に次の書類を添付して会長に提出する。ただし、連盟が派遣した場合は書類の添付を省略することができる。

(1) 資格者証の交付の日以降に開催された競技大会の審判員等としての ARDF 競技大会の実施規程第10条に規定する従事証明書又は IARU の主催する競技大会の従事証明書

(2) 第3条に規定する研修証明書又は講師従事証明書

9 第1項(3)に規定するC級審判員養成教育は、A級審判員資格者証を有する者が随時実施できるものとし、審判員の担当業務に関する知識の要点について3時間以上の教育を実施するものとする。教育を行ったA級審判員は、受講者に対して受講証明書を発行する。この教育について、原則として受講料は徴収しない。

10 資格者証の申請、訂正、再交付及び更新に関する手続的事項並びに手数料等については、別に定める。

(失効した資格者証の復活)

第2条の2 資格者証が失効したため資格者証の復活を希望する者について、下記のいずれかに該当する場合は、交付申請を行う事によりその資格者証を復活させることができる。

(1) A級、B級又はC級審判員資格者証が失効している者で、ARDF委員会の行う審判員の担当業務に関する知識について検証を受けた場合。

(2) A級審判員資格者証が失効している者で、第4条に規定する審判員講習会を受講した場合。

2 B級審判員資格者証が失効している者で、前項(1)により資格者証の復活をする場合、失効した資格者証の有効期間内に公認、支部、地方、全日本競技大会又はIARUの主催する競技大会において、審判員等として2回以上の従事経験を有する場合はA級審判員として交付申請することができる。

3 A級審判員の交付申請を行う場合、失効したB級審判員資格者証の有効期間内における審判員等の従事経歴は有効とする。

(審判員資格者の研修会)

第3条 ARDF委員会は、競技大会の実施方法の改正の周知等のため、審判員資格者を対象とする研修会を開催することができる。

2 ARDF委員会は、前項の研修会の出席者及び講師に対してそれぞれ別に定める様式の研修証明書及び講師従事証明書を発行する。

(審判員講習会の開催等)

第4条 ARDF審判員講習会(以下「講習会」という。)を開催することができる者は、満20歳以上の連盟の会員、登録クラブ、連盟支部及び連盟地方本部とする。

2 講習会を開催しようとする者は、開催予定日の2箇月前までに、別に定める様式の審判員講習会開催申出書2通をARDF委員会に提出するものとする。

3 講習会の運営経費は、原則として参加費によって賄うこととする。

4 講習会の開催者及び講師は、講習会の所定の科目を履修した者に対して別に定める様式の履修証明書を付与する。

5 講習会の開催者は、講習会終了後速やかに別に定める様式の履修者名簿をARDF委員会に提出するものとする。

6 ARDF委員会は、講習会に関して不正の行為があったと認めるときは、その不正行為に関係のある者について、履修証明書を無効とする等の処分を行うことができる。ただし、処分を行うときは、不正行為関係者にその内容を通知するものとする。

(講習会の授業時間等)

第5条 講習会の授業科目、授業時間、使用教材等は、ARDF 委員会が別に定める。

2 講習会の講師は、ARDF 委員会が別に定める者を派遣する。この場合の交通費等の実費は連盟から支給する。

(改廃)

第6条 この規約の改廃は、ARDF 委員会の審議を経て会長が行う。

(別表) (第2条第2項関係)

資格の種別	競技大会における審判に係る担務
A級審判員	競技大会の審判員、審判長及び裁定長
B級審判員	(1) 競技大会の審判員 (2) 公認、支部及び地方競技大会の審判長及び裁定長
C級審判員	競技大会の審判員で、A級又はB級審判員の監督の下に行う業務

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

ARDF 審判員資格者証更新申請書

(申請審判員資格 : 級)

平成 年 月 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟会長 殿

申請者

住所：〒

(フリガナ)

氏名：_____

呼出符号：_____

電話番号：_____

E-mail：_____

審判員資格者証の更新を受けたいので、ARDF 競技の審判員に関する規約第 2 条第 8 項により下記のとおり申請します。

現 証 有 の 記 載 内 容	審判員資格の種別		____ 級審判員	資格者証の番号		
	呼出 符号		フリガナ		生年	
			氏名		月日	年 月 日
	資格者証の有効期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日まで			
	JARL 入会年月日		年 月 日			
審判員等の 従事経歴 (注 1)	競技大会の名称		開催年月日		備考欄	
			平成 年 月 日			
			平成 年 月 日			
			平成 年 月 日			
			平成 年 月 日			
審判員資格者の 研修 会参加経歴 (注 2)	研修会番号		開催年月日		備考欄	
			平成 年 月 日			
添付書類	1 ARDF 審判員資格者証に貼る写真 1 枚 (注 3) 2 返送用封筒 (82 円切手を貼付したもの。) 3 競技大会従事証明書 4 研修証明書 5 ARDF 委員会作成の知識の検証用紙 (注 4)					
手数料	¥ 5 0 0 円 (「為替」又は「現金」)					

注 1 審判員資格者証の有効期間中において、審判員、審判長、裁定長又は実行委員会委員として従事した ARDF 競技大会のうち、一の競技大会の従事証明書に基づき、競技大会の名称、開催年月日を記載すること。

注 2 審判員資格者証の有効期間中に参加した審判員資格者の研修会の研修証明書に基づき、研修会番号順に、研修番号及び開催年月日を記載すること (研修会を受けた場合。)

注 3 写真は、申請前 6 箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 30 ミリメートル、横 24 ミリメートルのものを添付してください。

注 4 ARDF 委員会作成の知識の検証を受けて資格者証の更新申請をする場合に添付する。

事務局記入欄 (下記には、記入しないでください。)

受付年月日	発行年月日	発送年月日	発行番号

訂 正

A R D F 審判員資格者証再交付(注1)申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟会長 殿

申 請 者

住 所：〒 _____

(フリガナ)

氏 名： _____ 印

呼出符号： _____

生年月日： _____ 年 月 日生

電話番号： _____

E-mail : _____

訂 正

審判員資格者証の再交付(注1)を受けたいので、ARDF 競技の審判員に関する
7 項

規約第 2 条第 10 項(注1)又は附則 10 項により申請します。

審判員の資格の種別	_____ 級審判員	JARL 入会年月日	_____ 年 月 日
資格者証の番号	_____	有効期間：平成 _____ 年 月 日から平成 _____ 年 月 日まで(注2)	
再交付の理由(注3)	1 汚 損 2 破 損 3 亡 失 4 再交付(失効)		
訂正事項(注4)	1 氏名変更 : フリガナ 新 _____ 旧 _____ 2 呼出符号の変更 : 新 _____ 旧 _____		
添付書類	1 ARDF 審判員資格者証に添付する写真 1 枚(注5) 2 返送用封筒 3 審判員テスト(注6)		
手数料	¥ 5 0 0 円(「為替」又は「現金」)		

注1 訂正又は再交付若しくは第7項、第10項又は附則10項のいずれかの不要な文字は、抹消すること。

注2 亡失による再交付申請の際には、記入しなくてもよい。

注3 再交付申請の場合は、該当する数字を で囲むこと。

注4 訂正申請の場合は、該当する数字を で囲み、変更後の事項を記入すること。

注5 写真は、申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのものを添付してください。

注6 資格者証が失効している者で、資格者証の再交付を希望する者。

事務局記入欄(下記には、記入しないでください。)

受付年月日	発行年月日	発送年月日	発行番号

B 級 審判員資格者証の交付手続きについて

【準備して送付するもの】

- (1) ARDF 審判員資格者証交付申請書
(JARL の Web からダウンロードができますし、テキスト内にも掲載しました)
- (2) ARDF 審判員講習履修証明書
(講習会終了後にお渡しした証明書で、発行日から3箇月間有効)
- (3) 申請前 6 箇月以内に撮影した、縦 30mm × 横 24mm の写真 1 枚
(無帽・正面・上三分身・無背景のもので、審判員資格者証に貼られて発行される)
- (4) 申請手数料 ¥1,000 円 (定額小為替 または 現金 または ゆうちょ銀行口座への送金 ※注)
- (5) 返信用封筒 (返信先を明記し、82 円切手を貼ったもの)

(※注) ゆうちょ銀行口座への送金の場合

① 「申請書を送付する前」に下記の口座へ送金する (送金手数料は申請者が負担する)

② 「ゆうちょ銀行へ送金しました」と書いた メモ を申請書類に同封する

送 金 先 : ゆうちょ銀行

郵便振替口座 : 00120-2-318694

加 入 者 名 : 一般社団法人日本アマチュア無線連盟

【送付先】

〒 170-8073

東京都豊島区南大塚 3-43-1 大塚 HT ビル 6 階

一般社団法人日本アマチュア無線連盟 業務課

TEL : 03-3988-8749 / E-mail : oper@jarl.org

B級審判員資格者証の交付申請書の記載例

□部分を記入する

申請書を提出する日
(講習会から3ヶ月以内)

ARDF 審判員資格者証交付申請書

(申請審判員資格 : □級)

平成 年 月 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟会長 殿

申請者住所 : 〒
(フリガナ)
氏名 :
呼出符号 :
電話番号 :
E-mail :

□級審判員資格者証の交付を受けたいので、ARDF 競技の審判員に関する規約第2条第3項により別紙書類を添えて申請します。

生年月日(年齢)	年 月 日(満 歳)		
現有B級審判員資格者証又は失効した資格者証の番号等(注1)	資格者証番号	有効期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日まで	
JARL 入会年月日	年 月 日		
審判員等の従事経歴(注2)	開催年月日	競技大会の名称	備考欄
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
審判員講習会の参加履歴又はC級審判員養成教育(注3)	開催年月日	開催支部等名称	備考欄
	平成 年 月 日		
審判員資格者の研修会参加履歴(注4)	開催年月日	研修会番号	備考欄
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
添付書類	1 ARDF 審判員講習会履修証明書又は競技大会従事証明書 2 ARDF 審判員資格者証に貼付する写真1枚(注5) 3 返送用封筒(82円切手を貼付したもの。) 4 ARDF 委員会作成の知識の検証用紙(注6) 5 C級審判員養成教育受講証明書(注3)		
手数料	¥ 1,000円(「為替」又は「現金」)		

わからなければ不要

申請書を提出する日
現在の年齢で

講習会の開催日・開催支部(開催クラブ)